

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

本宮市長 高 松 義 行



1. 協議を設けた区域の範囲

青田地区（青田農地利用改善組合）[更新]

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月27日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

| | |
|----|--------|
| 法人 | 2 経営体 |
| 個人 | 80 経営体 |

4. 当該地区に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農業所得者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯置を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

市から認定を受けた青田農用地利用改善組合において、将来農業の規模縮小や農地の委託希望者等、経営転換から生じた（出し手）農地の維持対策として、管内の中心的担い手経営体（受け手）による全体会議を開催し、中核的担い手者育成課題等、農業経営の採算性や農業規模拡大による経営効率化を計画検討し、管内の農地利用維持管理等、当エリア内における中核的担い手の確保を図りながら地域農業の維持に質する。